

不利益処分の処分基準

	処 分 の 内 容	児童扶養手当不正利得の徴収
	根拠法令及び条項	児童扶養手当法第２３条第１項
	所管部課係名	こども未来部こども支援課こども給付係
基 準	処	
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）